

大阪市立図書館における広告入り図書館カレンダーの提供に関する協定書

大阪市教育委員会（以下「甲」という。）と株式会社（以下「乙」という。）は、大阪市立図書館（以下「図書館」という。）への広告入り図書館カレンダーの提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として広告入り図書館カレンダーを提供するため、本協定に定めるところに従い、互いに信義に基づき誠実に協働を図るものとする。

（印刷物内容及び仕様等）

第2条 乙は、前条の目的に従って図書館カレンダーを図書館に提供するものとし、その仕様並びに部数等その他詳細については、図書館と協議のうえ決定することとする。

なお、図書館カレンダーについては、広告の有無に関わらず提供することとする。

（事業計画の策定及び協議）

第3条 乙は、図書館カレンダーに対する広告募集計画や発行スケジュール、図書館カレンダーの仕様並びに部数等その他詳細についてあらかじめ甲と協議し、当該事項を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。なお、乙は、広告の仕様変更等、事業計画を大幅に変更する場合は、事前に必ず甲と協議しその承認を得るものとする。

（広告審査について）

第4条 乙は、広告主の選定及び内容について、大阪市広告掲載要綱、大阪市教育委員会広告掲載要領を遵守するとともに、事前に大阪市立図書館広告審査会の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出できないこととする。

2 乙は、前項に定める審査を受けるため、広告の図案等を甲の指定する日までに甲に提出するものとする。

3 甲及び乙は、広告主及び広告等の作成・審査にあたっては、図書館の公共性に留意しなければならない。

（広告内容の修正・削除）

第5条 甲は、広告主及び広告の内容が大阪市広告掲載要綱、大阪市教育委員会広告掲載要領に違反したとき又は図書館において掲載ものとしてふさわしくないと甲が合理的な理由により判断したときは、甲乙協議を行ったうえで、乙に対して広告の内容の修正又は削除を求めることができ、乙は、これに従わなくてはならない。

2 前項の修正及び削除に係る費用は、乙が負担する。

（広告内容の変更）

第6条 乙は、自己の都合により広告の内容を変更するときは、事前に甲と協議をし、その審査及

び承認を得るものとする。

(広告についての責任)

第7条 乙は広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決することとする。

(甲による協定の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、協定を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく協定を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
- (2) 協定の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- (3) 指定する期日までに広告の提出がないとき。
- (4) 第7条の規定による広告内容の修正を乙が行わないとき。
- (5) 広告内容等が、各種法令または大阪市広告掲載要綱並びに大阪市教育委員会広告掲載要領に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、第7条の規定によっても解消できないとき。
- (6) 本市の事務又は事業の遂行上必要があるとき。

2 甲は、乙が第9条の規定によらないで協定の解除を申し出たときは、協定を解除することができる。

第8条の2 甲は、前条に定めるもののほか、乙が次の各号の一に該当するときは、協定を解除することができる。

- (1) 役員等(乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合は、その法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号。以下「暴対法」という)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という)の構成員(暴対法第2条第6号に規定するもの。以下「暴力団員」という。)であるとき。
- (2) 暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
- (6) 役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その契約相手方が第1号から前号までに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

(乙による協定の解除)

第9条 乙は、甲がこの協定に違反し、その違反によって協定の履行が不可能となったときは、この協定を解除することができる。

(損害の賠償)

第10条 乙は、次の各号に定める場合は、甲に対し損害の賠償を請求しないものとする。

- (1) 第4条第1項により広告の掲載が認められなかった場合
- (2) 第5条第1項により修正を行った場合
- (3) 第8条及び第8条の2に基づき甲による解除がなされた場合

2 甲及び乙は、前項の規定に定める場合を除き、本協定の履行に関して、相手方の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。ただし、間接損害、結果損害予見の有無に係らず特別事情によって生じた損害及び逸失利益は免責とする。

3 前項に定める損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、本協定から生じる一切の権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、継承、担保提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(疑義の解釈)

第12条 本協定の定め疑義が生じたとき、また本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成29年3月31日までとする。

2 甲又は乙のいずれかより期間満了日の6か月前までに書面による申出がない限り、本協定は満了日の翌日から自動的に1年間更新するものとし、以後平成31年3月31日まで更新可能とする。

本協定の締結を証するため本書を2通作成し、各々記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

大阪市教育委員会教育長 山本 晋次 印

乙

印